

商品概要説明書

スーパー定期貯金
(J 倶楽部定期貯金 (プレミアム付定期貯金特典))

(令和7年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・ J 倶楽部定期貯金 (プレミアム付定期貯金特典)				
2. ご利用いただける方	・ J 倶楽部会員の方のみとします。 ・ 貯金名義は、J 倶楽部会員本人のみとします。				
3. 期間	<単利型> ・ 1年定型方式 ・ 自動継続の取扱いとなります。 上限額1千万円の場合は非自動継続または元金継続(利息振替)とします。				
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入金 (5) 預入支店	・ 一括預入 ・ 1万円以上1,000万円以下(一会員さまあたり1,000万円まで)100万円を超える場合、同居家族に1人1口以上の出資者(組合員)がいることを条件とします。 ・ 1円単位 ・ 新規預入、J 倶楽部定期貯金よりの書替継続 ・ 預入支店は、J 倶楽部加入支店のみとします。				
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。				
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 税金	・ 預入時の店頭表示金利に年0.10%を上乗せした利率(ただし、市場動向によっては上乗せ利率が変更となる場合があります)を満期日まで適用します。 ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。				
7. 手数料	—				
8. 付加できる特約事項	・ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。				
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの期間に対して以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻す。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">預入期間が6ヶ月未満の場合</td> <td style="text-align: center;">解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> </tr> </table>	預入期間が6ヶ月未満の場合	解約日における普通貯金利率	預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合	約定利率×50%
預入期間が6ヶ月未満の場合	解約日における普通貯金利率				
預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合	約定利率×50%				
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 この貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。				

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：0778-21-2604）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>12. 取扱期間</p>	<p>令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）</p>
<p>13. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・自動化機器でのお預入はできません。

・ご不明な点は、JA窓口までお気軽にお問い合わせください。